

愛知県社会教育施設管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和元年7月12日提出

教育長 長谷川 洋

説明

この案を提出するのは、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例（令和元年愛知県条例第41号）が施行されることに伴い、あいち朝日遺跡ミュージアムに係る所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県社会教育施設管理規則の一部改正の概要

第1 改正の概要

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部改正により設置される「あいち朝日遺跡ミュージアム」に係る関係規定の整備

第2 改正の内容

1 休業日（第1条・第2条関係）

- ・ 月曜日（月曜日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）
- ・ 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- ・ 必要があると認めるときは、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

2 利用時間（別表（第3条関係））

- ・ 午前9時30分から午後5時まで
- ・ 必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 その他

展示室の観覧に係る各種様式の整備等

第3 施行日

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例（令和元年愛知県条例第41号）の施行の日から施行する。

愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則

愛知県社会教育施設管理規則（昭和四十二年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「愛知県旭高原少年自然の家」の下に「（以下「センター等」という。）並びにあいち朝日遺跡ミュージアム」を加える。

第二条第一項第三号中「教育委員会」の下に「（あいち朝日遺跡ミュージアムにあつては、館長。以下「教育委員会等」という。）」を加え、同条第二項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第三項中「教育委員会の」を「教育委員会等の」に改める。

第三条第二項及び第三項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第四条第一項中「教育委員会」を「教育委員会等（センター等については、」に、「第十二条を除き、以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「教育委員会等」に改める。

第五条第一項中「施設」を「センター等」に改め、「教育委員会」の下に「（指定管理者がある場合にあつては、指定管理者。次項及び次条から第八条までにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「施設」を「センター等」に改め、同条第三項中「施設」を「センター等」に、「利用者」を「許可利用者」に改める。

第六条中「利用者」を「許可利用者」に、「施設の」を「センター等の」に改める。

第七条中「利用者は、施設」を「許可利用者は、センター等」に改める。

第八条中「利用者」を「許可利用者」に、「施設の」を「センター等の」に、「次条」を「第十一条」に改める。

第十二条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条中「施設」を「施設、附属設備及び展示物等」に、「又は滅失した」を「滅失し、又は亡失した」に改め、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とする。

第九条中「教育委員会」を「教育委員会等（指定管理者がある場合にあつては、指定管理者）」に改め、同条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（観覧券の交付）

第九条 あいち朝日遺跡ミュージアムの展示室において展示物を観覧しようとする者（条例第五条の二第一項各号に掲げる者及び同条第四項（条例第六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により観覧料（条例第六条第一項に規定する条例第五条の二第一項の展示物の観覧

に係る料金を含む。以下同じ。)の全部を免除された者並びに観覧料を展示物の観覧後に納付させる者を除く。)は、観覧料の納付と引換えに観覧券(様式第五)の交付を受けるものとする。

2 団体が観覧券の交付を受けようとするときは、その団体の代表者は、あらかじめ団体観覧券交付申込書(様式第六)を館長(指定管理者がある場合にあつては、指定管理者。次条において同じ。)に提出しなければならない。

(学校等行事の観覧)

第十条 高等学校、中学校若しくは小学校の学校行事又は幼稚園、幼保連携型認定こども園若しくは保育所の行事として、あいち朝日遺跡ミュージアムの展示室において常設展示を観覧しようとする者は、あらかじめ学校等行事観覧届(様式第七)を館長に提出しなければならない。別表に次の一項を加える。

あいち朝日遺跡ミュージアム		午前九時三十分から 午後五時まで
---------------	--	---------------------

様式第四の次に次の四様式を加える。

様式第5(その1)(第9条関係)
(個人用)

(表)

No. _____
あいち朝日遺跡ミュージアム観覧券
金 _____ 円

(裏)

<p>1 入場の際は、本券を受付係員にお示しください。</p> <p>2 本券は、1人1回限り有効です。</p> <p>3 本券は、あいち朝日遺跡ミュージアムの展示室において展示する展示物の観覧券です。</p>

備考 1 用紙の大きさ及び表面の図柄は、館長が定める。
2 前号の規定により館長が用紙の大きさを館長に定めた場合その他館長が定める場合にあつては、続ききとすることができる。

様式第6 (第9条関係)

No. _____

団体観覧券交付申込書

あいち朝日遺跡ミュージアム館長 殿

年 月 日

申込者 住 所 名
氏 名 (名称及び)
(代表者氏名)
電話番号

常設展示 団体観覧券の交付を次のとおり申し込みます。
企画展示

利用日時 年 月 日 (曜日) 午 前 時 分から
後

区	分 人	数	備	考
中学生又は小学生		人		
大学生又は高校生		人		
その他の者		人		
合 計		人		

※太枠内を記入してください。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「あいち朝日遺跡ミュージアム館長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第5 (その2) (第9条関係)
(団体用)

No. _____

団 体 観 覧 券

金 _____ 円

区	分 人	数	金 額 (1 人 に つ き)	金 額
中学生又は小学生		人	円	円
大学生又は高校生		人	円	円
その他の者		人	円	円
合 計		人	—	円

団 体 名 _____

利 用 日 _____ 年 月 日

あいち朝日遺跡ミュージアム

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第10条関係）

No. _____ 学校等行事観覧届		年 月 日
あいち朝日道跡ミュージアム館長 殿		
届出者 学校等名		
職氏名		
次のとおり学校等行事として観覧したいので、お届けします。		
学校等名	電話番号（ ） ー	
学校等所在地		
利用日時	年 月 日（ 曜日）	午 時 分から 午 時 時から
利用者数	内	第 学年 人
	見 児童・生徒	人
	人 訳	引 率 者 人
学校等行事の名称		
引率責任者職氏名		
備 考		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「あいち朝日道跡ミュージアム館長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例（令和元年愛知県条例第四十一号）の施行の日から施行する。

愛知県社会教育施設管理規則の一部改正新旧対照表

新

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例(昭和四十六年愛知県条例第六号。以下「条例」という。)に定める社会教育施設(愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家(以下「センター等」という。))並びにあいち朝日遺跡ミュージアムをいう。以下「施設」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(休業日)

第二条 施設の休業日は、次のとおりとする。

一及び二 略

三 その他教育委員会(あいち朝日遺跡ミュージアムにあつては、館長。以下「教育委員会等」という。)が定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会等は、必要があると認めるときは、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、条例第九条の規定により教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、教育委員会等の承認を受けて、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

(利用時間等)

第三条 施設の利用時間は、別表のとおりとする。

旧

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例(昭和四十六年愛知県条例第六号。以下「条例」という。)に定める社会教育施設(愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家をいう。以下「施設」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(休業日)

第二条 同上

一及び二 略

三 その他教育委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、条例第九条の規定により教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

(利用時間等)

第三条 同上

2 教育委員会等は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会等の承認を受けて、臨時に第一項の利用時間を変更することができる。

(立入りの禁止等)

第四条 教育委員会等(センター等については、指定管理者がある場合にあつては、指定管理者。次項において同じ。)は、めいてい者その他施設の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又は施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、施設への立入りを禁止、又は立退きを命ずることができる。

2 教育委員会等は、必要があると認めるときは、入場者の数及び資格を制限することができる。

(利用の許可)

第五条 センター等の利用について許可を受けようとする者は、利用許可申請書(様式第一)を教育委員会(指定管理者がある場合にあつては、指定管理者。次項及び次条から第八条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は、センター等の利用を許可したときは、利用許可書(様式第二)を申請者に交付するものとする。

3 センター等の利用の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、センター等を利用しようとする権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に第一項の利用時間を変更することができる。

(立入りの禁止等)

第四条 教育委員会(指定管理者がある場合にあつては、指定管理者。第十二条を除き、以下同じ。)は、めいてい者その他施設の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又は施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、施設への立入りを禁止、又は立退きを命ずることができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、入場者の数及び資格を制限することができる。

(利用の許可)

第五条 施設の利用について許可を受けようとする者は、利用許可申請書(様式第一)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、施設の利用を許可したときは、利用許可書(様式第二)を申請者に交付するものとする。

3 施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設を利用しようとする権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用の変更の許可)

第六条 許可利用者は、利用しようとするセンター等の運動施設、講堂、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他センター等の附属施設、利用期間、利用時間その他利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書(様式第三)に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の取消しの承認)

第七条 許可利用者は、センター等の利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書(様式第四)に利用許可書を添えて速やかに教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用後の届出)

第八条 許可利用者は、センター等の利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した運動施設、講堂、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他センター等の附属施設(第十一条において「運動施設等」という。)を原状に回復し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(観覧券の交付)

第九条 あいち朝日遺跡ミュージアムの展示室において展示物を観覧しようとする者(条例第五条の二第一項各号に掲げる者及び同条第四項(条例第六条第六項において準用する場合を含む。))の規定により観覧料(条例第六条第一項に規定する条例第五条の二第一項の展示物の観覧に係る料金を含む。以下同じ。)の全部を免除された者並びに観覧料を展示物の観

(利用の変更の許可)

第六条 利用者は、利用しようとする施設の運動施設、講堂、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設、利用期間、利用時間その他利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書(様式第三)に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の取消しの承認)

第七条 利用者は、施設の利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書(様式第四)に利用許可書を添えて速やかに教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用後の届出)

第八条 利用者は、施設の利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した運動施設、講堂、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設(次条において「運動施設等」という。)を原状に回復し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

第五)の交付を受けるものとする。

2) 団体が観覧券の交付を受けようとするときは、その団体の代表者は、あらかじめ団体観覧券交付申込書(様式第六)を館長(指定管理者がある場合にあつては、指定管理者。次条において同じ。)に提出しなければならない。

(学校等行事の観覧)

第十条 高等学校、中学校若しくは小学校の学校行事又は幼稚園、幼保連携型認定こども園若しくは保育所の行事として、あいち朝日遺跡ミュージアムの展示室において常設展示を観覧しようとする者は、あらかじめ学校等行事観覧届(様式第七)を館長に提出しなければならない。

(指示及び調査)

第十一条 教育委員会等(指定管理者がある場合にあつては、指定管理者)は、施設の秩序の維持及び施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し施設の利用に関し適切な指示をし、又は利用中の運動施設等に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(利用料金の承認に係る公告の方法)

第十二条 略

(損害賠償)

第十三条 利用者は、故意又は過失によつて施設、附属設備及び展示物等を損傷し、滅失し、又は亡失したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指示及び調査)

第九条 教育委員会は、施設の秩序の維持及び施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し施設の利用に関し適切な指示をし、又は利用中の運動施設等に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(利用料金の承認に係る公告の方法)

第十条 略

(損害賠償)

第十一条 利用者は、故意又は過失によつて施設を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し、必要な事項は、教育委員会等が定める。

2 指定管理者は、前項の規定により教育委員会等が定めるもののほか、教育委員会等の承認を受けて、施設の管理に関し必要な事項を定めることができる。

別表(第三条関係)

名称	施設の区分	利用時間
愛知県野外教育センター あいち朝日遺跡 ミュージアム		午前九時三十分から 午後五時まで

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

2 指定管理者は、前項の規定により教育委員会が定めるもののほか、教育委員会の承認を受けて、施設の管理に関し必要な事項を定めることができる。

別表(第三条関係)

名称	施設の区分	利用時間
同上		

様式第5 (その2) (第9条関係)
(団体用)

				No. _____
団 体 観 覧 券				
金 _____ 円				
区 分	人 数	金 額 (1 人 につ き)	金 額	種 別
中学生又は小学生	△	円	円	円
大学生又は高校生	△	円	円	円
そ の 他 の 者	△	円	円	円
合 計	△	円	円	円
団 体 名 _____				
利 用 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日				
あいち朝日遺跡ミュージアム				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5 (その1) (第9条関係)
(個人用)

		No. _____
あいち朝日遺跡ミュージアム観覧券		
金 _____ 円		
(裏)		
1	入場の際は、本券を受付係員にお示しく下さい。	
2	本券は、1人1回限り有効です。	
3	本券は、あいち朝日遺跡ミュージアムの展示室において展示する展示物の観覧券です。	

備考 1 用紙の大きさ及び表面の図柄は、館長が定める。
2 前号の規定により館長が用紙の大きさ縦長に定めた場合その他館長が定める場合に
あつては、縦書きとすることができる。

様式第7 (第10条関係)

学校等行事観覧届

No. _____

年 月 日

あいち朝日遺跡ミュージアム館長 殿

届出者 学校等名 _____

職 氏 名 _____

次のとおり学校等行事として観覧したいので、お届けします。

学 校 等 名	電話番号 (_____) _____			
学 校 等 所 在 地	_____			
利 用 日 時	年 月 日 (曜日)	午 時 分 前	午 時 分 後	分 後
利 用 者 数	内	幼 児 童 ・ 生 徒	第 学 年	人
		引 率 者		人
学 校 等 行 事 の 名 称	△ 観 _____			
引 率 責 任 者 職 氏 名	_____			
備 考	_____			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「あいち朝日遺跡ミュージアム館長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第6 (第9条関係)

団体観覧券交付申込書

No. _____

年 月 日

あいち朝日遺跡ミュージアム館長 殿

申込者 住 氏 氏 名 _____

(名 称 及 び 代 表 者 氏 名)

電 話 番 号 _____

常設展示 団体観覧券の交付を次のとおり申し込みます。

企画展示 _____

利用日時 年 月 日 (曜日) 午 時 分 前 _____ 後 _____

区 分	人 数	備 考
中 学 生 又 は 小 学 生	△	
大 学 生 又 は 高 校 生	△	
そ の 他 の 者	△	
合 計	△	

※太枠内を記入してください。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「あいち朝日遺跡ミュージアム館長」とあるのは、「指定管理者」とする。